

## 様式第1号（第3条関係）

公告第 号  
令和8年1月30日

町有財産を一般競争入札による売払いを次のとおり公告する。

美咲町長 青野高陽

## 1 売払町有財産

物件番号	種別	所在地	地目又は構造用途	数量(m <sup>2</sup> )	予定価格(最低価格)	備考
1	土地建物	【土地】 美咲町原田 1741 番 17、1741 番 2、1741 番 6、1742 番 2  【建物】 同所 同番地	宅地	989.91	850,000 円	一括売却

- 1 この物件の売買は公簿面積によるものとし、物件の公簿面積と実測面積と登記面積に差が生じても、あくまで公募時の「登記面積での現状のままの引渡し」であり、売買代金には一切加味しない。
- 2 この物件の土地については現在分筆測量中であり、売買契約締結までには完了する予定です。  
また、この物件の新たな境界明示、境界立会い、測量、地積更正登記を実施しません。申込者は、自己の責任と費用負担にて境界に係る問題をすべて処理し、町に対して損害賠償その他名目の如何を問わず、何らの請求、異議、苦情を申し立てることはできない。
- 3 売買物件は現状のままの引渡しとする。また、売買物件周辺の美咲町保有の土地等についても、現状のままを原則とする。

## 2 予定価格

当物件の売払の予定価格は上記のとおりとする。

## 3 一般競争入札に参加することができない者

- (1) 個人においては住所、法人においては本社または営業所が美咲町内にない者。
- (2) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者並びに破産者で復権を得ない者。
- (3) 成年被後見人及び被保佐人。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号又は第6号に該当する者。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体又は当該団体の役職員若しくは構成員。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更正手続開始の申立てがされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがされている者。

- (7) 売払地を公序良俗に反する目的に使用しようとする者。
- (8) 町税及び町使用料を滞納している者。
- (9) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する本町職員。
- (10) 前各号の一に該当する事実があった者の代理人又は委託等を受けた者。
- (11) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項各号の規定に該当する者。
- (12) 公益を害する恐れのある用途で利用しようとする者。
- (13) 入札参加受付書(様式第5号)を所持していない者。

#### 4 入札心得書(様式第2号)及び契約条項を示す場所

岡山県久米郡美咲町原田2144-1	美咲町役場	理財課
岡山県久米郡美咲町西川1001-12	旭総合支所	地域振興課
岡山県久米郡美咲町久木200-8	柵原総合支所	地域振興課

#### 5 入札及び開札日時並びに場所

- (1) 入札 令和8年3月5日(木曜日)  
物件番号1 13時30分から
- (2) 開札 入札締切り後即時
- (3) 場所 岡山県久米郡美咲町原田2144番地1 美咲町役場 202会議室

#### 6 入札の無効

一般競争入札に参加することができない者のした入札及び入札心得書に記載された入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

#### 7 入札保証金

一般競争入札参加者は、入札金額の100分の5以上(円未満切上げ)の入札保証金を、入札開始前に納めなければならない。なお、落札者が落札決定の日から14日以内に仮契約を結ばないときは、入札保証金は美咲町に帰属する。

#### 8 契約の条件

##### (1) 用途の制限

契約締結の日から10年を経過する日までの間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の営業に供し、また、これらの用に供することを知りながら、所有権を第三者に移転し又は第三者に貸してはならない。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に指定する暴力団の事務所又はその他これに類するもの用に供し、また、これらの用に供することを知りながら、所有権を第三者に移転し又は第三者に貸してはならない。

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)

第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所の用に供し、また、これらの用に供することを

知りながら、所有権を第三者に移転し又は第三者に貸してはならない。

利用計画、目的を申請と合わせて提出すること。（任意様式可）

事務所にかかる建築確認申請書類が無いため、売却後、用途を変更して利用する場合は買主の負担において用途変更を行うこと。

## （2） 所有権の移転等の制限

契約締結の日から10年を経過する日までの間、売払物件について、売買、交換等による所有権の移転又は地上権、質権、使用貸借による権利その他使用及び収益を目的とする権利（抵当権を除く。）を設定してはならない。

次のような場合は、あらかじめ美咲町の承認を得ることにより、所有権の移転等の制限を解除することができる。

- ア 相続、転勤等真にやむを得ない事由があると認められる場合
- イ 売払物件に自ら住宅を建設し分譲する場合
- ウ 売払物件に戸建て向け宅地に造成し分譲する場合
- エ その他、美咲町が認めた場合

## 9 契約書作成の要否及び売買代金の支払方法

本物件の契約締結に当たっては、『議会の議決を経なければならない契約及び財産の取得又は処分に関する条例』第2条の規定により、議会の議決を経なければならないため、落札者の決定後は仮契約を締結し、当該議決を経たのちに本契約が成立することとなる。

議会議決は令和8年3月中旬を予定しており、本契約締結までに契約金額の1割以上の契約保証金を支払い、残金を令和8年3月31日（火）までに美咲町発行の納入通知書により指定金融機関に納付すること。

## 10 入札に要求される事項

### （1） 申込方法

入札参加希望者は、入札参加申込書に必要な書類を添えて持参又は郵送により申込むこと。なお、入札参加申込書を提出しない者は入札への参加を認めない。

### （2） 申込期間

令和8年1月30日（金）から令和8年2月20日（金）

### （3） 申込先

岡山県久米郡美咲町原田2144-1

美咲町役場 理財課